

広報 NASUKARASUYAMA

那須烏山

— No.80 —

2012
May

5

Public Relations Magazine
of Nasukarasuyama City

第5期介護保険事業計画……………	2
市政情報等……………	8
まちの話題……………	16
インフォメーション……………	18



「母の日」のプレゼントづくり(4月21日、烏山図書館)

南町3

第5期

介護保険

事業がスタート

■ 特集 ■

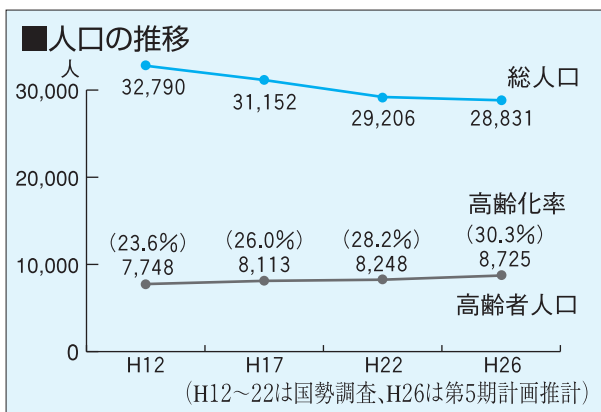
安心して暮らせる思いやりのまちづくり 住み慣れた地域でいつまでも

平成24年4月より、市高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画がスタートしました。基本理念に「安心して暮らせる思いやりのまちづくり」を掲げ、これからさらに進展する超高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも過ごせるよう、介護予防などにも積極的に取り組むこととしました。

今回の事業計画では、介護保険料の基準額(第4段階)が年額59,000円と変更しました。これは、要介護認定者及びサービス利用者の増加、施設入所希望の増加などが大きな原因となっています。

3年ごとに計画を見直し

平成12年度に始まった介護保険制度は、今年で13年目となります。この制度



は、介護保険料や国・県・市町村の負担金を財源として、介護が必要な人や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活が送れるよう作られたものです。法律で3年ごとに事業計画を見直すことになっており、今回、新たに3年間の計画を策定しました。

高齢者の増加に備えて

介護保険制度は、高齢者を支える制度として定着してきましたが、間もなく団塊の世代が高齢期にさしかかることから、さらに加速する高齢化への対応が必要となります。

本市では、すでに市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっていますが、平成26年には高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)が、30%を超えると予想されています。これに伴い、介護保険サービスの利用者も増加することが予想さ

れます。また、核家族や少子化により、家族だけで介護をすることが難しくなってきたり、特別養護老人ホーム等への入所希望も増加しています。

高齢者施策を一層充実

第5期介護保険事業計画(平成24~26年度)は、第4期計画(平成21~23年度)を基本に、直近の現状を踏まえ策定しました。また、栃木県の高齢者支援計画や医療費適正化計画等、ほかの計画との整合性を図りました。

第4期計画では、介護保険サービスの充実や予防対策、生活支援など、総合的な高齢者施策を一層充実できるように事業を実施してきました。第5期計画でも引き続き、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域での支え合いや介護予防事業に取り組めます。

元氣な高齢者を増やす

介護を必要とする人は増加し続けていますが、元気に生活している高齢者もたくさんいます。そのような元氣な高齢者を増やすことが、介護保険料の増加を抑えることとなります。このため、さまざまな介護予防事業を展開します。

地域包括支援センターの役割

高齢者が、地域でいつまでも元気に暮らすために重要な役割を担うのが、地域包括支援センターです。

保健福祉センター内に設置されている同センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置し、地域の高齢者の健康維持や介護予防支援、高齢者や家族からの様々な相談への対応、虐待の防止など、高齢者に関する総合的な窓口となっています。(7ページに関連記事掲載)

センターでは、介護予防サービスの計画を作成し、一人ひとりの介護予防を支えています。



(2・3ページ写真)介護施設で楽しく体操(愛和苑)。

介護保険料を改定しました 皆さんの保険料は貴重な財源です

第5期計画では、これまでの介護サービスの給付実績と今後の見通し、施設入所申込者の状況、介護報酬の改定などを検討し、65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料を引き上げることとなりました。

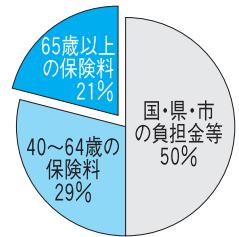
なお、40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険

で算定方法が定められています。

細分化と基準額の改定

①保険料段階の変更：第3段階を細分化しました。また、新たな段階を設け、これまでの8段階から9段階(実質は11段階)に変更しました。
②介護保険料の改定：基準額(第4段階)に引き上げました。

00円に引き上げました。階を、年額42,100円から59,000円に引き上げました。



■介護保険の財源構成

■65歳以上の介護保険料

(単位：円)

段階	対象	年額	月額(参考)
第1段階	老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の人。生活保護受給者。	26,600	2,216
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人。	26,600	2,216
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人。	38,400	3,200
	世帯全員が市民税非課税の人で上記に該当しない人。	41,300	3,441
第4段階	世帯の誰かは市民税課税だが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人。	50,200	4,183
	世帯の誰かは市民税課税だが、本人は市民税非課税で上記以外の人。《基準額》	59,000	4,916
第5段階	本人が市民税課税対象で、前年の合計所得金額が125万円未満の人。	67,900	5,658
第6段階	本人が市民税課税対象で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人。	76,700	6,391
第7段階	本人が市民税課税対象で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の人。	94,400	7,866
第8段階	本人が市民税課税対象で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人。	100,300	8,358
第9段階	本人が市民税課税対象で、前年の合計所得金額が500万円以上の人。	106,200	8,850

(月額を参考として、1円未満を切捨てして表示)

保険料引き上げの背景

今回、介護保険料を引き上げた背景には、超高齢社会のさらなる進展や介護サービス利用者の増加、介護従事者の処遇改善のために報酬が改定されたことがあります。また、施設入所者が増加することも大きく影響しています。

介護保険制度は、サービスの利用が増える、それに伴い保険料も高くなる仕組みとなっています。今後も、給付と保険料とのバランスを考え、計画的に事業を推進していきます。

今から団塊世代への対応を

特別養護老人ホーム愛和苑
施設長 森 仁子さん



愛和苑には、現在、自宅での介護が困難な高齢者50人が入居しています。さらに、入居待機者は、系列の3施設合わせて約100人います。

介護の現場でも、団塊の世代への対応は、今から準備が必要となります。いろいろな条件があり大変ですが、施設の増床などを計画しています。国などの方針は、個室の整備となりますが、入居者の利用料も高額となるため、費用の面で入居できない場合もあり、従来の4人部屋など、多様な対応ができると思います。

第5期計画に基づく取り組み

介護保険は、誰でもいつかは利用する可能性があります。皆さんのための制度となるよう第5期計画に基づき次の事業に取り組みます。

①介護保険事業

地域密着型サービスを含めた在宅サービスの充実を図り、介護が必要な高齢者の在宅生活を支援します。また、要支援1・2の高齢者に対し、介護予防サービスの利用を促進するとともに、元気なうちから予防への取り組みを推進します。

介護支援専門員や介護職員の知識や技術向上、人材の確保・育成を図ります。また、不適切な給付を削減するため、介

護給付の適正化事業を実施します。

②地域支援事業

要介護・要支援となる可能性の高い高齢者を対象とした、筋力向上訓練や口腔ケア、栄養指導などを推進します。健康教室などの地域活動や家族介護者の支援などの事業を充実させます。地域支援事業は、市の地域包括支援センターが実施します。

③福祉・健康事業

脳卒中や糖尿病、骨粗しょう症など、生活習慣病予防の事業を総合的に推進します。地域支え合い活動の支援や学習機会の提供に努め、ボランティア等

今になって感じる予防の大切さ

介護予防に取り組む田澤正利さん(向田)

向田ふれあいの里で、1月から3月まで毎週火曜日に行われた「のんびり教室」に参加しました。認知症や



老化を防ぐための手足の運動や簡単なゲームなど、専門指導員のおかげで、毎回楽しく有意義な時間を過ごすことができました。周りの人になるべく迷惑を掛けないよう頑張ろうと、考えを新たにした研修会でした。元気なときは、介護予防の必要性など考えもしませんでした。今では、その大切さを十分感じています。このような活動が、各地区に広がることを期待します。



のんびり教室参加の皆さん。

の育成により、高齢者が活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

介護サービス利用には申請を

介護サービスを利用する場合は、市の窓口(保健福祉センター内健康福祉課・健康福祉課鳥山分室)で申請をしてください。65歳以上の第1号被保険者は、原因を問わず認定を受け、サービスを利用できます。40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、老化が原因とされる16の特定疾病により、介護や日常生活の支援が必要となった場合に、認定を受けサービスを利用します。

市では、今後も高齢者の要望等を把握しながら、介護保険事業をはじめとする高齢者福祉の充実を図ります。

皆さんの健やかで安心した暮らしをお手伝いするための介護保険制度ですので、上手に利用して、負担軽減に役立ててください。6ページでは、介護保険の利用に関するQ&Aや、申請から利用までの流れなどを紹介します。



施設のデイサービス利用者。



市のいきいきサロン参加者。



食事支援の準備(向田ふれあいの里)。

介護保険Q&A

こんなときはどうしたらいいの？

問 介護保険被保険者証が届きました
が、どうしたらいいですか？

答 65歳の誕生日を迎える人には「介護保険被保険者証」を送付しています。これは介護保険サービスを利用したいときに介護保険認定申請書と一緒に提出していただくものですので、大切に保管してください。

問 要介護認定の申請は、本人でなければだめですか？

答 申請者は、基本的には本人及び本人の家族ですが、申請の代行は、在宅介護支援センターをはじめ被保険者本人が適切に提出を依頼したのであれば、誰でも可能です。

問 要介護者の状態が著しく変化した場合、どうすればよいのですか？

答 要介護（支援）認定期間の有効期間は原則6か月ですが、有効期間満了前でも要介護の程度が大きく変化した場合、区分変更の認定申請をすることができます。

問 入院中でも要介護の認定は受けられますか？

答 入院中でも要介護の認定の手続きはできますが、病状が安定していないと、認定までに相当の日数がかかる場合があります。手続きの時期については主治医によくご相談ください。なお、医療行為が行われている場合は、医療保険が適用になります。

問 今は介護サービスを利用する予定はないのですが、将来のことが心配なので、念のために要介護認定申請をしてもよいですか？

答 要介護認定申請は、介護サービスが必要になったときに行うものです。利用する予定がない場合は、申請する必要はありません。

問 ケアマネジャー（介護支援専門員）を指定できますか？

答 ケアマネジャーは指定することができます。ケアマネジャーは、要介護（支援）と認定された人の依頼に基づき、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

問 在宅介護は個人では限界があり、施設での介護を希望したいのですが？

答 特別養護老人ホームなどの介護保険施設への入所は、ケアマネジャーに施設の紹介を依頼し、利用者として施設との契約に基づいて入所・入院することになります。しかし、現時点では特別養護老人ホームの入所希望者が多いため、すべての人がすぐに希望の施設に入所するのは困難な状況です。入所するまでの間は、ケアマネジャーが効果的なケアプランを作成し、サービスを供給していくことで、在宅での生活を支援していきます。

問 自宅での生活が不便で改修をしたいのですが？

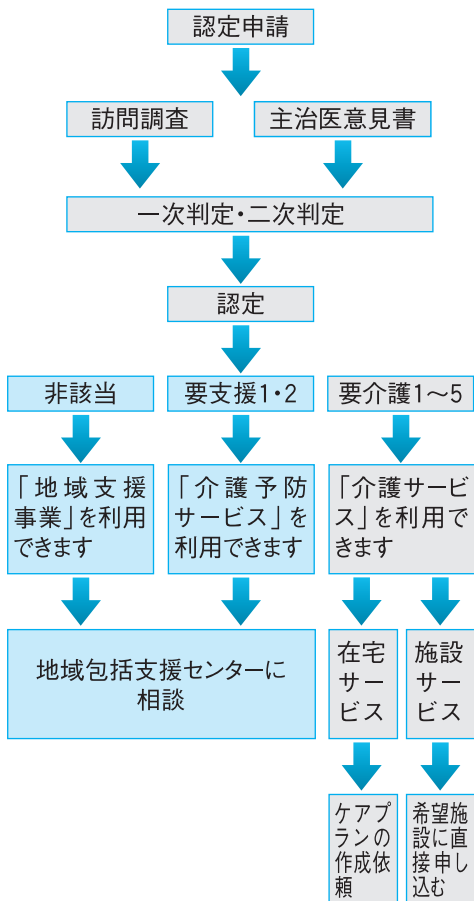
答 手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修は、必要と認められれば介護保険を利用できます。ただし、着工前に必要書類を市に提出し、確認を受ける必要があります。

問 介護サービスを利用することになり、家計への負担が心配ですが？

答 介護サービスの利用者負担は1割です。サービスに要した利用料が著しく高額である場合は、高額介護（予防）サービス費等が支払われ、負担が軽減される仕組みになっています。世帯の所得に応じて支給要件・支給額が定められますが、申請が必要となります。

※詳しくは、健康福祉課介護保険係0287-88-77115へお問い合わせください。

介護保険の利用方法





家族介護教室で紙おむつの使い方を学ぶ。

なぜ、 介護予防が必要なのでしょう？

元気なうちから介護予防を行う理由は、介護が必要になる前に予防をすることで、生涯にわたり自立していくことができるからです。

地域包括支援センターでは、住み慣れた地域ですこやかに生活していくために、健康づくりや介護予防などの支援をします。

■健康福祉課高齢いきがい係(地域包括支援センター)

☎0287-88-7115

皆さんの今の状態にあった 介護予防の支援を受けられます

自立した生活をしている人は

「一次予防事業」
を受けられます

今の状態を長く続けていくため、日頃から健康維持に取り組んでください。いきいきサロン等の教室にも積極的に参加しましょう。

要介護状態などになるおそれが高いと判断された人は

「二次予防事業」
を受けられます

介護予防教室に参加して、積極的に介護予防をしましょう。目標を立てて運動などをすれば、心身の維持・改善にとっても役立ちます。

要支援1・2と認定された人は

「介護保険の介護予防サービス」
を受けられます

要介護の状態にならないよう、保健師などと相談をしながら介護予防サービスを利用して、生活機能の維持・向上に努めていきましょう。

アルツハイマー型と 脳血管性の認知症



シリーズ「認知症を知ろう！」②

認知症とは？

認知症は、単なるもの忘れとは違います。脳の不具合が認知症につながってきます。

脳は、記憶(覚える・思い出すなど)、感覚(見る・聞くなど)、思考(理解・判断など)、感情(喜び・悲しみなど)、からだ全体の調節(呼吸・睡眠・体温など)といった、生きていくために必要な働きをコントロールしています。

しかし、いろいろな原因によって脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったり、壊れたりしたため、様々な障がいが出てくる状態のことを「認知症」といいます。

認知症の2大原因

認知症の原因は、アルツハイマー病と脳血管障がい(2種類が代表的です)。それぞれアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症と呼ばれています。症状進行の違い

アルツハイマー型と脳血管性認知症では、症状の進行の仕方に差があります。アルツハイマー型は、脳が徐々に萎縮していくために、それに合わせて少しずつ悪化していきます。脳血管性認知症は、発作が起きるたびに階段状に悪化するといわれています。

認知症の原因割合として、アルツハイマー型は全体の約50%を占め、次いで脳血管性が約30%といわれています。適切な治療を

認知症のなかには、原因となる病気を適切に治療することで、症状が軽くなるものもありますので、適切な診断を受けることが重要です。

■健康福祉課

☎0287-88-7115

障害福祉サービス事業所「あすなる」がオープン 鳥山幼稚園跡地に新築移転

市社会福祉協議会(熊田親男会長)では、待望の「あすなる」(手塚裕子所長)を鳥山幼稚園跡地に新築・移転し、新制度に基づく施設としてスタートさせた。明るく広い施設が完成し、4月23日には同所で竣工・開所式が行われ、多くの関係者が施設の誕生を祝いました。



利用者によるハンドベルの披露。

老朽化が激しかった旧施設

旧あすなる作業所は、昭和61年に旧鳥山町が野上の母子保健センター跡に、障がい者の福祉作業所として開設し、旧鳥山町社会福祉協議会に委託して運営してきました。その後、福祉制度が改正され、平成19年度からは、市社会福祉協議会が、地域活動支援センターとして運営してきました。

しかし、この施設は、昭和41年築

の木造建物であり、老朽化が激しく室内も暗いため、しばしば環境改善が求められていました。今年4月からは、障害者自立支援法の就労継続支援事業B型への移行を迫られたこともあり、国、県、市の補助を受け、施設の整備が実現することになりました。

施設は、旧鳥山幼稚園園舎を取り壊し、跡地に新築されました。バリアフリー化され、県産木材をふんだんに使用し、ガラス窓を多く取り入れるなど、明るく作業がしやすい環境となりました。

新施設の開所を祝う

施設整備は、関係者にとって長

立派な作業所で 仕事を頑張ります



あすなる利用者の会「虹」片岡一昌さん

養護学校を卒業後、いろいろなところに勤めましたが、いやな思いをしてやめてしまい、8年くらい家にいました。その頃「あすなるに入ってみたいか」と言われました。当時の施設は、利用者も多く狭く感じたけど、みんな優しく、なんでも相談ののってくれ、もっと早く入れば良かったと思いました。

あすなるの自慢は「笑顔、元気、夢、そしてボランティア」とみんなが答えます。今度はそこに「広い、きれいな、バリアフリー」が加わりました。

こんな立派な作業所になって、あすなるをすすめてくれた天国の母も喜んでくれていると思います。これからもきれいに使いながら、仕事を頑張りたいと思います。

年の悲願でした。4月23日の竣工・開所式には、社会福祉協議会、市

議会、工事関係者、ボランティア、利用者など約100人が出席して、新施設の開所を祝いました。当日

は、市社協の熊田会長の式辞に続いて、大谷範雄市長、中山五男市議会議長があいさつ。利用者を代表して片岡一昌さんがお礼の言葉を述べ、最後に利用者がハンドベルや手話の歌で、感謝の気持ちを伝えました。

施設は、総工費1億6285万5千円で、敷地面積2426.13㎡、

本館延べ床面積481.70㎡で、石けん作りを行うエコハウスやアルミ缶処理倉庫が別棟で設置されています。本館には、3つの作業室のほか、畳コーナーを備えた多目的ルームなどがあり、現在、22人の利用者が、毎日元気に作業を行っています。

展示・販売スペースでは、石けんや手織り製品、パンなどが販売されます。なお、山あげ会館内の「パン工房 風」では、これまでどおり

あすなる0287-82-3141



本館の展示・販売スペース。



施設の外観。



廃油石けんを作るエコハウス。



箱折りや部品選別などの作業室。



アルミ缶処理倉庫。



手織りの作業室。

南那須図書館・烏山図書館 4月から指定管理が始まりました

市は、4月1日から、南那須図書館・烏山図書館に指定管理者制度を導入しました。これに伴い、次とおり開館時間が延長されました。なお、施設利用の場合は、これまでどおり直接図書館に申し込みください。図書館で土曜日に開催している「おはなし会」や「おたのしみ会」なども、引き続き行っていますのでご参加ください。

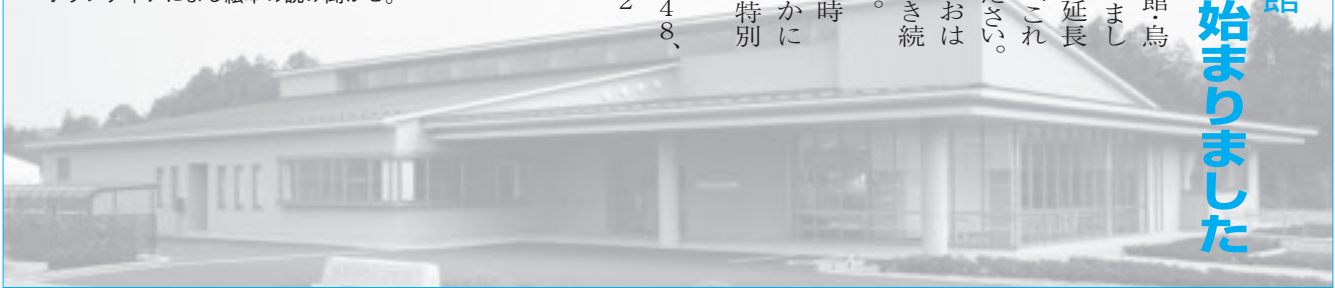
○開館時間 午前9時30分～午後7時

○定休日 毎週月曜日(変更なし)、ほか年末年始(12月30日～翌年1月3日)と特別整理期間(10日以内)が休館

■南那須図書館 ☎0287-88-2748、
烏山図書館 ☎0287-82-3062



ボランティアによる絵本の読み聞かせ。



市の歴史をまとめた本を発行寄贈 「故郷への恩返し」と森戸一男さん



出版した図書などを手渡す森戸さん(右)。

旧烏山町出身で宇都宮市在住の森戸一男さんが、本市の歴史をまとめた「那須烏山の歴史を歩く」をこのほど発行し、3冊を市に寄贈しました。

森戸さんは、4月5日に市役所を訪れ「生まれ育った故郷に恩返しをしたい。郷土資料館の充実に役立ててください」と、大谷範

雄市長に本を手渡しました。執筆に際し、50年来の歴史探訪調査過程で入手した、江戸時代の和本や烏山城絵図など28冊も合わせて寄贈。今後、さらに関連図書約400冊の寄贈が予定されています。大谷市長は、「早速、資料館などに展示させていただき、市の歴史や文化伝統を知ってもらうために役立てたい」と、お礼を述べました。

平和を祈念し戦没者追悼式

日清・日露の戦争から第二次世界大戦までの戦火で、命を落とされた戦没者を追悼し、平和を祈念するための戦没者追悼式が、南那須地区と烏山地区でそれぞれ行われました。

南那須地区では、南那須地区戦没者追悼式執行委員会(鈴木定男委員長)が4月13日、南那須公民館で式典を行い、遺族や来賓など約150人が参加して、598柱の英霊を追悼しました。

烏山地区では、烏山彰徳会(小森和昌会長)が4月15日、烏山体育館で式典を行い、遺族や来賓など約300人が参加して、900余柱

の英霊を追悼しました。

それぞれの追悼式では、主催者の式辞に続いて、大谷範雄市長や中山五男市議会議長などが追悼のこと

ばを述べました。最後に参加者全員で献花を行い、英霊を慰めるとともに、恒久平和を一同で祈念しました。



上から、南那須地区で英霊に献花する遺族/烏山地区で式辞を述べる小森会長。

統合の烏山中には151人が入学

4月、春本番を迎え、市内の小・中学校では、相次いで入学式が行われ、期待と不安を胸に新入生が校門をくぐりました。9日には中学校3校で234人、10日には小学校5校で196人が入学し、新たな学び舎での生活をスタートさせました。(各校の入学人数は左表のとおりです。)

平成17年の2町合併時には、市

■学校別入学者数 (単位：人)

学校名	入学者
江川小	23
荒川小	57
境小	10
烏山小	77
七合小	29
小学校計	196
下江川中	23
荒川中	60
烏山中	151
中学校計	234

内で中学校が5校、小学校が9校でしたが、その後、計画的に統廃合が進められ、現在の学校数となりました。

校舎の改修工事も終わり、今年4月に七合中学校と統合した烏山中学校には、七合小学校の卒業生24人を含む151人が入学しました。また、七合中から、2年生24人と3年生39人が加わり、全校生は471人となりました。

市内の幼稚園、保育園でも入園式が行われ、初々しい園児たちが、お兄さんお姉さんの仲間入りをしました。園内には、園児たちの元気な声が響きわたりました。



上から、烏山中の新生代表宣誓／荒川小の国歌斉唱／つくし幼稚園の園長あいさつ／同園の新入園児たち。

拍手で迎えられた荒川小の新入児童。



希望を胸に笑顔で

入学式

七合中と統合した烏山中の入学式。

